

議案第100号

天保山客船ターミナル整備等 P F I 事業契約の一部変更について

別紙に記載する天保山客船ターミナル整備等 P F I 事業契約の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和3年3月26日議決における 契約金額
3,707,571,175円	3,470,975,200円

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

天保山客船ターミナル整備等 P F I 事業契約の一部を変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

天保山客船ターミナル整備等 P F I 事業契約の概要

- 1 事業概要 天保山船客上屋の解体、新たな天保山船客上屋の設計及び建設、  
同上屋の本市への所有権の移転並びに同上屋の本市への所有権  
移転後の維持管理
- 2 契約の相手方 大阪市北区鶴野町 1 番 9 号  
天保山ターミナルサービス株式会社
- 3 契約金額 3,470,975,200 円
- 4 契約期間 令和 2 年 3 月 27 日から令和 35 年 3 月 31 日まで
- 5 事業場所 大阪市港区築港 3 丁目

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (抄)

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

(抄)

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	千円
	省 略
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)
	300,000
	省 略